川崎都市計画総括図

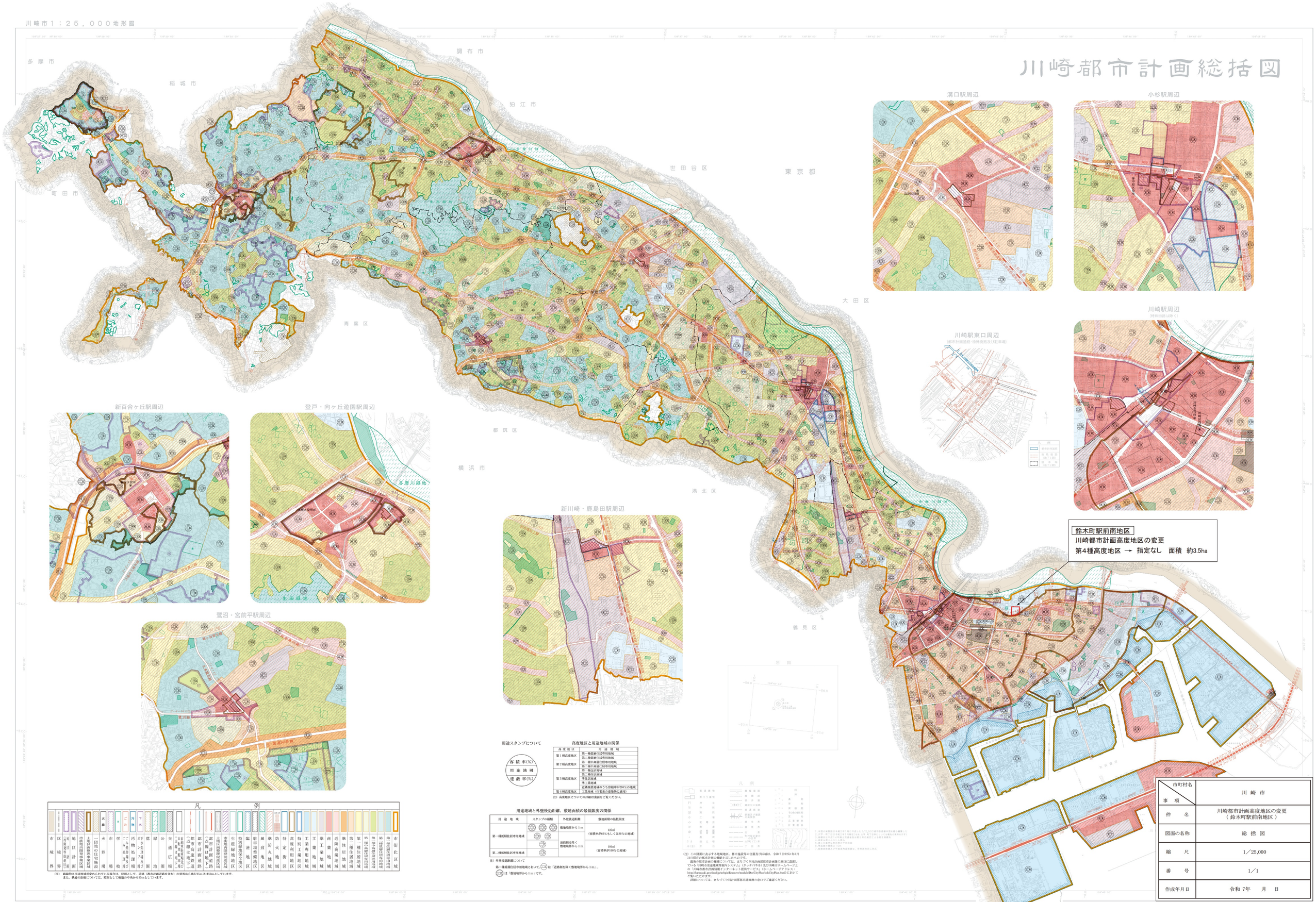

高度地区	用途地域
第1種高度地区	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
第2種高度地区	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
第3種高度地区	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	準工業地域
	近隣商業地域のうち容積率が300%の地域
第4種高度地区	工業地域（住宅系の建築物に適用）

注）高度地区については裏面をご覧ください。

用途地域	スタンプの種類	外壁後退距離	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	30 60 / 80	敷地境界から1m	120㎡（容積率が60%もしくは80%の地域）
	30 60 / 100	道路側を除く敷地境界から1m	100㎡（容積率が100%の地域）
第二種低層住居専用地域	30 60 / 80		

注）外壁後退距離について
第一種低層住居専用地域において、は「道路側を除く敷地境界から1m」、
は「敷地境界から1m」です。

凡例

| 市境界 | 区境界 | 高速道路等側道部 | 地区計画 | 市街地再開発事業区域 | 土地区画整理事業区域 | 一団地の住宅施設 | 火葬場 | 市場 | 学校 | ごみ処理施設 | 汚物処理場 | 下水ポンプ場及び下水処理場 | 墓園 | 緑地 | 公園 | 公道 | 広場 | 自転車駐車場又は駐車場（「高架」は「地下」） | 都市高速鉄道 | 都市高速道路 | 都市計画道路 | 上地区画整理事業区域 | 市街地再開発事業区域 | 生産緑地地区 | 特別緑地保全地区 | 臨港地区 | 風致地区 | 駐車場整備地区 | 防火地域 | 準防火地域 | 特定街区 | 高度利用地区 | 特別工業地区 | 工業専用地域 | 工業地域 | 準工業地域 | 商業地域 | 近隣商業地域 | 準住居地域 | 第二種住居地域 | 第一種住居地域 | 第二種中高層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域 | 第二種低層住居専用地域 | 第一種低層住居専用地域 | 市街化区域

（注）鈴鹿町に特定地域が定められている場合は、原則として、道路（都市計画道路を含む）の境界から南行方向に32mとしています。
また、鉄道の沿線については、原則として軌道の中央から50mとしています。

問い合わせ先
川崎市　まちづくり局計画調査部市計画課
〒210-0007　川崎市川崎区駅前本町11番地
電話：044-200-2320　ファクス：044-200-3969
メールアドレス：toshiseisaku@city.kawasaki.jp

許可なく複製を禁ずる